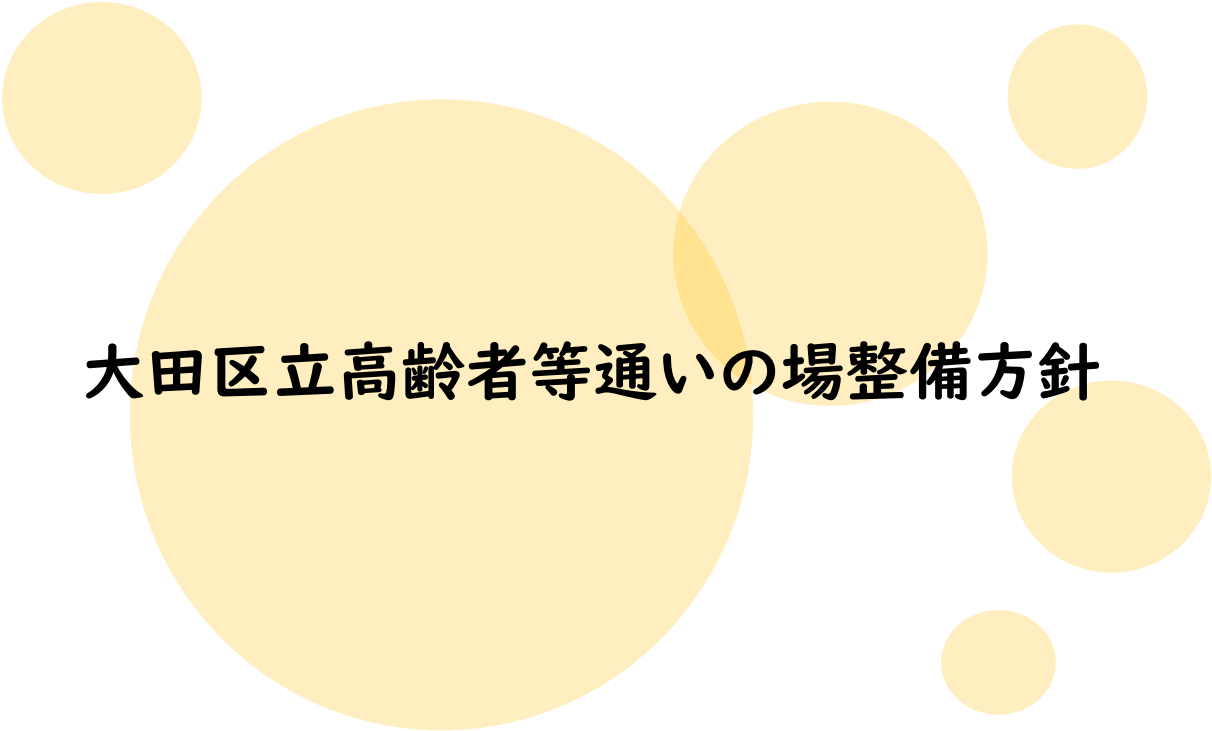
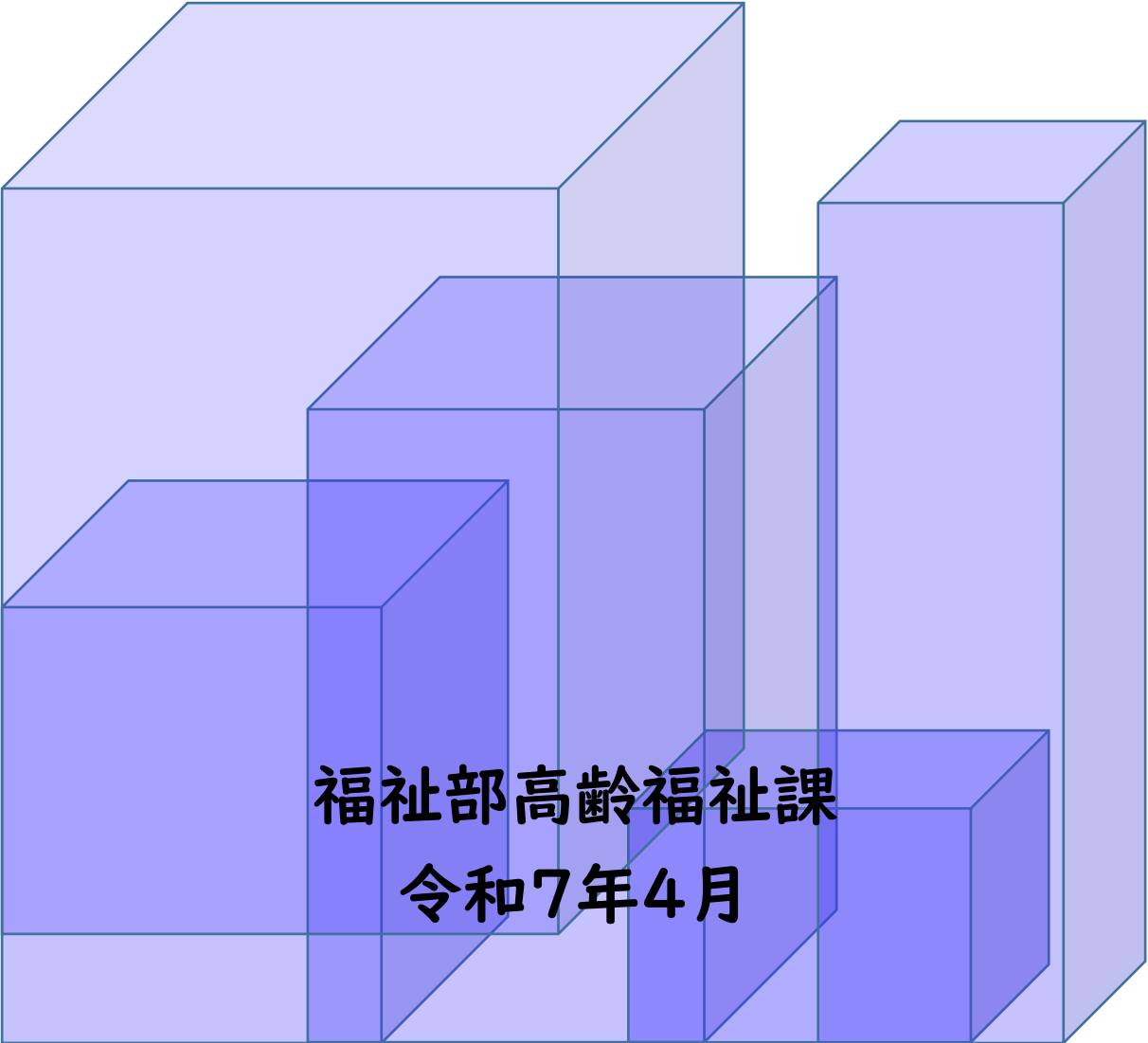




大田区立高齢者等通いの場整備方針



福祉部高齢福祉課
令和7年4月

目 次

I はじめに

- 1 方針策定にあたって……………3
 - 1) 策定の目的……………3
- 2 現状考察 ～見直しの必要性……………4
 - 1) 大田区の現状について……………4
 - 2) 大田区老人いこいの家等の状況について……………6
 - 3) 現在の老人いこいの家等の課題について……………7
- 3 方針策定の方向性……………8

II 施設機能について

- 1 多世代への利用者拡大と居場所としての機能維持……………9
- 2 “元気・健康維持”の取組の推進 ～介護予防・フレイル予防事業の展開～……………10
- 3 大田区らしい地域共生社会の構築にむけた地域における「ひと」づくりと「つながり」づくり……………12
- 4 公と民、様々な活動団体や企業と地域とがつながる場としての機能について……………15

III 施設機能の展開について

- 1 新しいタイプのシニアステーションのめざすところ……………16
- 2 施設機能の展開について……………17
 - 1) 4つの機能の関係について……………17
 - 2) 施設ごとにみた、4つの機能の実施の方向性について……………17
 - 3) 4つの機能を生かす設備について……………18
 - 4) その他調整等が必要な点……………19

IV 施設の適正配置について

- 1 4つの機能を活かすための施設配置について……………20
 - 1) 大田区の地域特性、人口動態……………20
 - 2) 施設配置の現状……………20
 - 3) 施設配置にあたっての基本的な考え方……………20
 - 4) 適正配置に係る考察の視点……………21
- 2 施設の適正配置について……………23
 - 1) 適正な施設配置に係る視点……………23
 - 2) 適正な施設配置の展開について……………23
- 3 今後のステップ……………24

4 今後のスケジュール	25
V 参考資料	
1 大田区立老人いこいの家等あり方検討委員会の設置の経緯	26
2 大田区立老人いこいの家等あり方検討委員会委員名簿	27
3 大田区立老人いこいの家等あり方検討委員会経過と主な議題	28
4 過去の検討経過	29
5 リビングラボとは	31

I はじめに

1 方針策定にあたって

1) 策定の目的

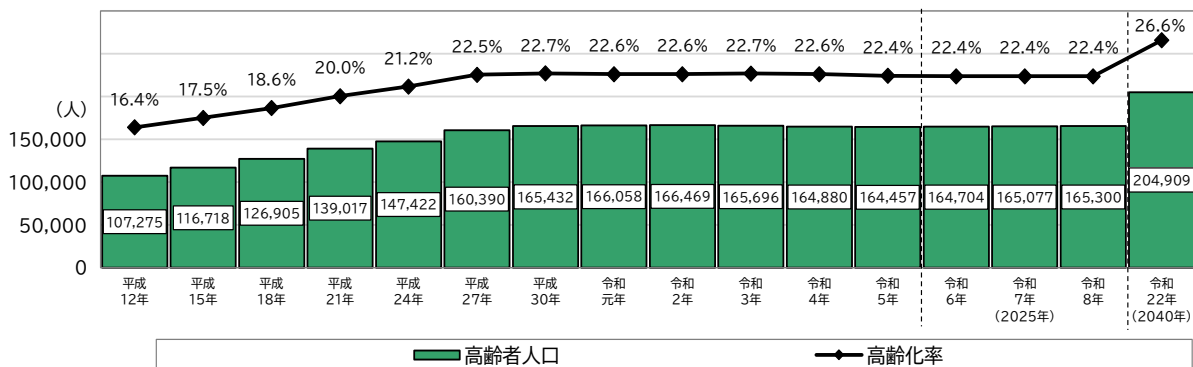
- 老人いこいの家は、施設の老朽化が進み施設の更新等を検討する時期にきている。しかし現在の施設は様々な課題を抱えているため、その解決・解消を図ったうえで、施設の更新にあたらなければならない。
- 福祉部としての具体的な施設機能及び配置の方向性について整理する必要がある。
- 現状の施設の抱える課題の解消に向けた対応も含め、以下の点について検討のうえ、方針を策定し進めることとした。
 - 1) 現状及び今後の高齢者の状況を踏まえ、今後の施設に求められる必要な機能等について
 - 2) 限られた施設の中で、必要な機能を最大限生かすための設備について
 - 3) 施設機能・設備を生かす運営方法について
 - 4) 施設の適正配置の考え方について
- 方針策定にあたっては、福祉部所管の老人いこいの家だけでなく、シニアステーション、地域未来創造部所管の区民センター併設高齢者施設（以下、本書において「ゆうゆうくらぶ」という）についても対象とし、これら的高齢者施設を一体的に検討した。
- 施設利用者について、高齢者をその中核層としながらも、多世代交流等の今後の施策の方向性なども踏まえ、柔軟に対応することが求められる。
- 上記の内容を検討するにあたり、令和3年度から4年度の2か年で学識経験者を含め「大田区立老人いこいの家等あり方検討委員会」を設置し、以下のとおり検討を行った。（V 参考資料 参照）
 - 1) 3年度は施設機能について明確化を図りながら必要な施設設備等を検討し、「中間のまとめ」を作成した。
 - 2) 4年度は「中間のまとめ」を踏まえながら適正配置の考え方の検討を進め、「最終のまとめ」を作成した。
- 福祉部は、「大田区立老人いこいの家等あり方検討委員会（最終のまとめ）」を踏まえ、本方針を策定し、シニアステーション等に係る高齢者施設の設置・配置、運営を進めることとする。
- 大田区基本計画 第4章 計画実現のために共有すべき大田区の課題（共通課題）「つながりの希薄化」にて、区民のおよそ4人に1人が、普段社会からの孤立を感じることがあるとしているほか、今後、高齢単身世帯も増加していくと見込まれている。高齢者一人ひとりが充実した暮らしを送るための環境の整備を掲げる大田区基本計画・実施計画との整合を図ったうえで、おおた高齢者施策推進プラン（以下、「プラン」という）の策定内容を踏まえ改訂した。

② 現状考察 ～見直しの必要性

1) 大田区の現状について

① 区の高齢者の今後の推移と主要課題

➡大田区の人口推計からみる、高齢化率の上昇



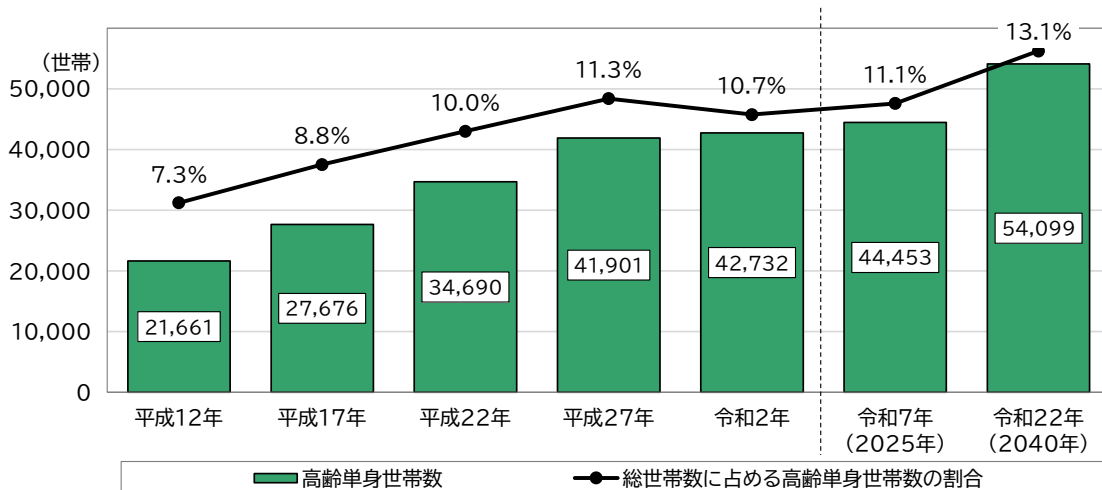
⇒高齢者の増、64歳以下の生産年齢人口の減により高齢化率が上昇する

◆おおた高齢者施策推進プラン（第9期） 参照

⇒生産年齢人口が減になることから、高齢者がともに支えあう地域づくりや見守り体制の強化を進めていくことが求められている

◆大田区基本計画 基本目標2 施策2-1 参照

➡見守り等が必要な単身高齢者の急増



⇒近所付き合いや他人との関わり方、また、その考え方が多様化している

⇒日常ではある程度の距離感を保った関係性を希望する人も多い

⇒地域の中のゆるやかなつながりにより、孤立させない工夫が必要

◆大田区地域福祉計画 参照

◆おおた高齢者施策推進プラン（第9期） 参照

② 介護予防事業のさらなる強化・多様化が必要

➡大田区実施計画 基本目標 2 施策 2-1 主要事業④介護予防・フレイル予防の推進のため、誰もが参加しやすい多様な活動の「場」の確保が求められる

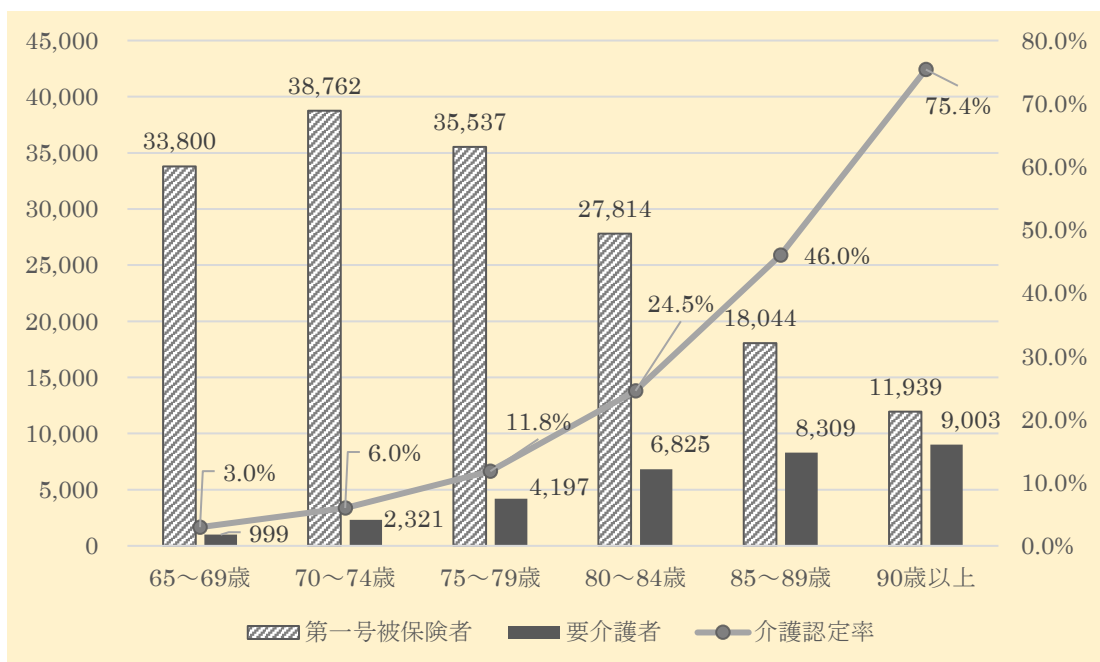
一般介護予防事業

- ・高齢者が介護予防に取り組むきっかけをつくるとともに、活動の継続を促進するため、普及啓発に取り組みます。
介護予防普及啓発事業(元気アップ教室等) 参加者数延 48,954 人 (令和4年度)
- ・地域における介護予防の取組を強化するため、地域ケア会議や区民等が運営する通いの場等へ、リハビリテーション専門職を派遣します。
地域リハビリテーション活動支援事業 派遣件数 109 件 (令和4年度)
- ・事業の効果検証を行い、実施方法・内容の見直しにつなげます。
一般介護予防事業評価事業(体力測定会等) 参加者数延 124 人 (令和4年度)

⇒専門職の適宜適切な関与による、PDCAに基づく適切な介護予防の推進

⇒85 歳以上高齢者(※参考)の増加見据え、介護保険サービスの利用を含めての介護予防の通いの場等の検討が必要

(※参考) 年齢別にみた要支援・要介護認定率<令和5年10月1日現在>



◆おおた高齢者施策推進プラン(第9期) 参照

⇒75 歳以上になると要介護リスクが上昇し、85 歳以上になると要介護認定者も増加するため認定率が上昇する

⇒加齢による衰えは止めることはできないが、要介護状態になることを少しでも遅らせることで、自立した日常生活を営む期間を延伸

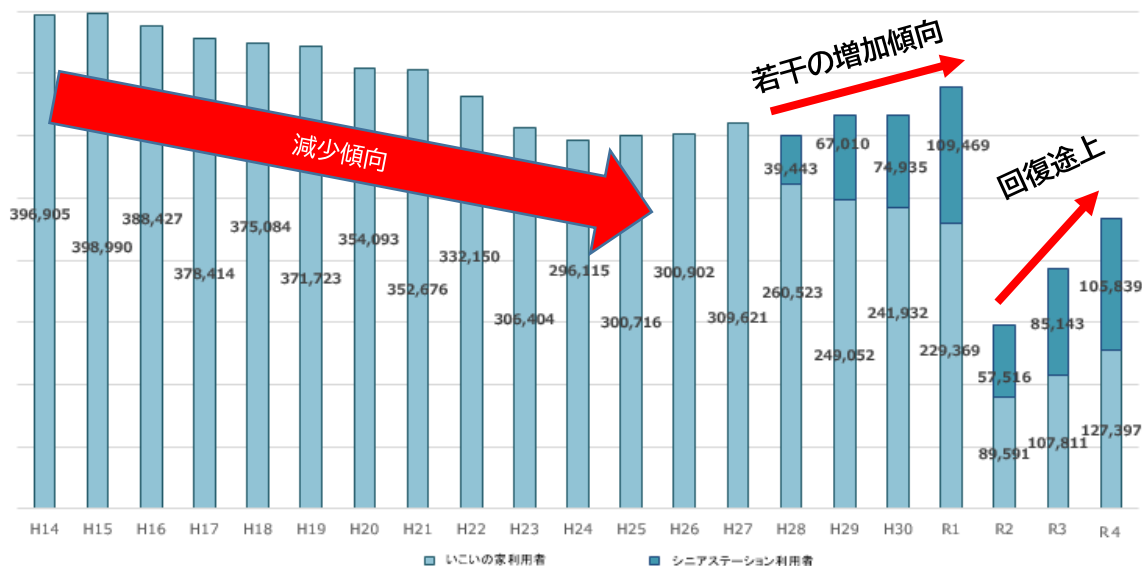
⇒介護給付費・医療費等の社会保障費の増大を防ぎ、保険制度の持続性を確保する必要がある

2) 大田区老人いこいの家等の状況について

① 老人いこいの家・シニアステーション 年度別利用者数

➡ 利用者は減少傾向

※ H28 から順次 6 館がいこいの家からシニアステーションに転用



◆高齢福祉課委託事業者報告 参照

② 各施設の老朽化が進行

➡老人いこいの家、ゆうゆうくらぶ、シニアステーション（いこいの家からの転用館）のいずれも、建物の老朽化が進んでいる

（いこいの家：築45年以上が12館、築40年以上が1館 など）

➡建物や電気、機械設備等に関する修繕工事が毎年発生しているため、その費用負担も増額傾向にある

➡施設によっては、法やその他の要因により建て替えが困難なところがある

老人いこいの家 維持補修工事費

➡ 施設の老朽化により、工事費は上昇傾向にある



◆高齢福祉課決算資料 参照

3) 現在の老人いこいの家等の課題について

① 提供・実施するサービス・事業

昭和40年代の開設から、継続実施しているサービス・事業がある。

当時から社会環境等は大きく変化し、これまでも事業等の見直しは行っており、平成28年度には新たにシニアステーション事業を開始した。今後の高齢者の状況、介護予防・健康維持事業の方向性を踏まえ、地域共生社会の実現にむけ、必要な取組や提供するサービス・事業については、運用の変更も含めスクラップ&ビルドの視点で改めて見直しを行う必要がある。

② 利用者の固定化・高齢化対応

一部の特定の利用者が継続的にサービス・施設を利用しているため、利用者が固定され、新規利用者が気軽に入りにくい雰囲気となっている。また、利用者の固定化は高齢化が進むにつれ、利用者数の先細りにつながる可能性も高い。

今後の地域共生社会の実現にむけて、高齢者のみならず地域住民に広く開かれた場所としていくためには、多世代の利用についても検討する必要がある。

③ 施設の老朽化・構造上の問題

築40年以上の建物が多く、維持補修費が経常的に発生している。

各施設とも、概ね大広間、静養室、和室、浴室、集会室と統一されたつくりになっている。

限られた予算や人員等の中で、必要な場を確保しながら、効果的・効率的な施設活用を図るにはどうしたらよいか考える必要がある。

④ 現在の運営方法の検討の必要性

高齢福祉、社会福祉について、専門的知識を有する職員が事業の企画・実施を行い、施設が地域の中で社会的役割を果たせるよう、一定のノウハウをもって施設運営のできる法人に事業・業務委託することが効率的・効果的である。

⑤ 感染症等への対応を考慮

新型コロナウイルス感染症等の拡大防止のための対策はもちろんではあるが、そのような社会的な理由による施設運営に影響が残る中であっても、その影響を少しでも抑えながら事業を実施する必要がある。

そのため、新たな技術・手法等を導入することにより、時代に適応した事業環境を構築し、事業を実施する必要がある。

⑥ ゆうゆうくらぶ

区内6か所（大森西・大森東地域センター・馬込・洗足・矢口・萩中集会所の各区民センター）に「高齢者施設」として設置され、施設所管は地域未来創造部である。事業内容は、老人いこいの家と同様に高齢者の教養の向上、レクリエーション等の場の提供となっており、部屋の仕様等が老人いこいの家とほぼ同じとなっているが、介護予防の場としての機能は備えていない。

このため、同じ「高齢者施設」として、区民センターに係る条例改正後、高齢福祉課に移管する方向で進めている。

3 方針策定の方向性

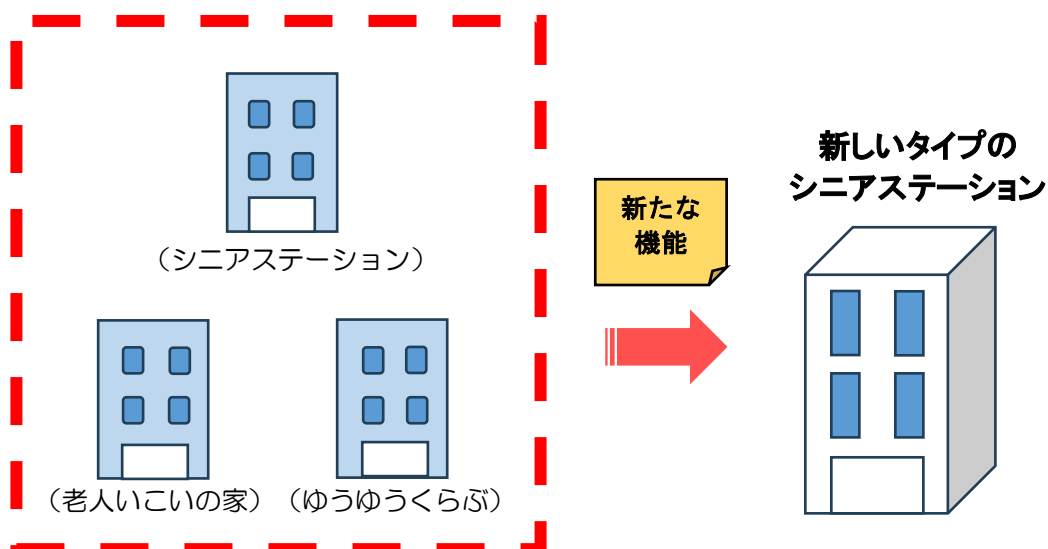
- 老人いこいの家、ゆうゆうくらぶ、シニアステーションの施設機能について、今後の高齢者施策の動向や、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳となる2040年を見据えた地域共生社会の実現にむけ、求められる役割・機能の明確化を図ることとする。
- 老人いこいの家・ゆうゆうくらぶは、シニアステーションの機能を軸として、そこへ新しい機能を追加した施設としていくが、新たに付与する機能・位置づけ等については、地域や施設の実情に合わせて、今後、個別に検討を進める。

方向性

- ① 「地域共生社会」の実現に資する施設への転換をめざす
- ② 現在のシニアステーション事業を軸として、新たな(高齢者)施設の機能を考える
- ③ 「居場所」機能を活かしながら、介護予防・社会参加等の機能も付与・強化
- ④ 利用者は、対象を多世代へ拡大する

①～④を踏まえ、『新しいタイプのシニアステーション』としていく

- 検討にあたっては、大田区基本計画・実施計画、重層的支援体制整備事業実施計画、大田区公共施設等総合整備計画等と整合を図りながら考えていく。見直しにあたっては、条例の改廃もありうることを視野に入れることとする。(利用対象者、年齢等の制限の変更、施設名称変更 等)
- 地域の重要な社会資源のひとつとして、地域で活動する人材や団体との連携を図れ、地域のネットワークの一翼を担う場所としていく。
- 老人いこいの家等は、シニアクラブにとって重要な活動の場所となっている。シニアクラブは高齢者の社会参加活動の一端を担っており、シニアクラブが施設を利用するにあたっては、団体の目的にかなった活動ができるよう最大限の配慮をしながらも、施設の目的、実施事業等との共存を図る。



Ⅱ 施設機能について

1 多世代への利用者拡大と居場所としての機能維持

1) 現状

- 老人いこいの家、ゆうゆうくらぶ、シニアステーションについては、利用者が高齢者（60 歳以上）に限定されており、他の年代の利用者は原則利用できない状況にある。
- シニアステーション糎谷においてはプレシニア（概ね 55 歳以上）を対象とした就労支援事業や多世代を対象とした事業等も実施されている。
- 利用者が固定化している施設もあり、新規利用者が入りにくい雰囲気もある。老人いこいの家については、「元気アップ教室」などの事業の開始により、新規の利用者が施設を訪れるきっかけとなっている部分もある。
- 地域共生社会の実現をめざす中で、高齢者のみを対象とした施設ではなく、多世代が利用・交流できる施設が必要となっている。

2) 今後の方向性

<多世代交流>

- 利用者について、対象を多世代に拡大し、現状の利用対象者である高齢者その他の世代の方が様々な事業等を通じて、交流することのできる場としていく。
- 多世代利用につながるよう、地域の利用者ニーズに応じた機能を多面的に取り入れるよう多機能化を図る。高齢者向けに展開する体操・運動、文化的講座などのプログラムにも、多世代交流を促進させる手法の導入を工夫する。参加を促す手法として、初めての方対象、男性対象などといった属性や利用頻度ごとに対象を区切った講座・事業の実施や、平日に就労している方向けに時間帯や曜日を考慮した事業の実施も検討する。
- 事業の企画立案・実施にあたっては、地域の人的資源、社会資源等を最大限に活用する。
- 事業参加（あるいは事業の周知チラシ等を目にすることも含む）をきっかけに、このような施設があることを知ってもらうことも必要（例えば、後述のリビングラボ等の事業をきっかけに施設を知ってもらうということも可能と考えられる）。
- 事業会場も施設内に限らず、例えば区民センター内の各特殊教室（音楽室・美術室・調理室・食堂など）の活用をはじめ、他部局の施設、民間施設の利用なども検討する。また、季節・気温等を勘案しながら、近隣の公園や多摩川土手など屋外での活動も検討することで、区民の興味をひき、参加しやすい、楽しいと感じられる企画を盛り込んでいく。
- 多世代交流が生まれるきっかけづくりの場として、事業実施等を通じた利用者間による自然なかたちでの交流が生まれるしかけづくりを行っていく。

- 多世代交流の一つの例として、学生等の若者が高齢者向けスマートフォン操作講座の講師や体操教室のアシスタントとなってもらえる等の取組も考えられる。若者世代が高齢者と触れ合うことで、高齢者や高齢者支援について考えてもらうきっかけとなり、高齢者に対する労りの意識の醸成が図られ、福祉のまちづくりや地域共生社会の実現につながるものと考えられる。将来的には、介護職など高齢者支援に係る職への若者の就労意欲を喚起することも期待できる。

＜居場所＞

- 大田区基本計画 基本目標 2 施策 2-1 「高齢者一人ひとりが充実した暮らしを送るための環境の整備」 のめざす姿実現のために、「居場所」機能は必要である。
- 事業参加や自主グループ活動等を目的としない施設来所者も、自らの「居場所」として、思い思いに自由に過ごせる時間やスペースの確保のため、ロビースペースの活用や大広間・静養室等の開放等の設定をしたりするなど、限られた場所を工夫して最大限活用する。
- いろいろな事情を抱えている方や、加齢等により体力が低下し自主的な活動や事業への参加が難しくなってきた方も、地域社会との接点を失わず、人と人、人と地域とのつながりをゆるやかに保つことのできる「居場所」としての機能も有する施設とする。
- 自主活動グループのメンバーの募集ポスターや活動の様子を掲載した情報紙などの掲示や、付せん等を活用した一言メモを貼ることのできる掲示板の設置など、各グループが情報発信を行うことで、施設の来庁者が自分の「居場所」をみつける一助とする。

＜その他＞

- 新しい利用者の獲得はもちろんであるが、これまでの利用者の方にも受け入れていただく施設とするためには、社会情勢の変化等により用途変更せざるを得ない事業・設備等があることに理解を求める必要がある。

“元気・健康維持”の取組の推進

2

～介護予防・フレイル予防事業の展開～

1) 現状

- 現在、高齢者を対象に、体操・運動を中心に認知症予防やフレイル予防のための口腔ケア、栄養面の講座等区主催の介護予防事業を区施設、公園、民間運動施設等を活用しながら実施している。
- シニアステーション事業や元気アップ教室事業の開始により、新規の施設利用者の拡大につながった。

- 新型コロナウイルス感染症の拡大の防止のため、参集型の講座等は概ね中止となった。しかし、新しい生活様式にのっとった講座のあり方等について検討・試行を進め、ICTを利用したリモート型介護予防事業等の新たな取組も開始した。
- これまでは事業の実施、拡大に注力していた。今後は、限られた財源や人材を効果的に活用するため、事業効果等の分析、評価にも取組み、PDCAサイクルを踏まえた事業展開を進める必要がある。
- 介護予防は、生活習慣病予防から始まっており、早く始めるほど効果があるため、高齢者だけでなく高齢者以外の世代にも「健康」の視点でアプローチしていく必要がある。（健康関係部局とのさらなる連携の強化が必要）

2) 今後の方向性

- 生涯にわたる“元気・健康維持”をキーワードに、これまで取り組んできた介護予防・フレイル予防に新たに多世代の視点も加えた取組も進めていく。

＜“元気・健康維持”の取組について＞

- 介護予防・フレイル予防事業を核に、対象を多世代に広げたプログラムなども実施し、現在の健康施策との連携も強化していく。
- “元気・健康維持”の取組の要素として、フレイル予防事業における「運動・栄養(口腔機能維持・向上)・社会参加」の3要素を基本要素としていく。
- 社会参加には、就労・ボランティア活動の要素も含む。

＜“元気・健康維持”の取組の強化＞

- 健康政策部のはねびょん健康ポイント事業などの健康施策との連携強化や、既存事業の拡大、新たな事業の共同企画など、健康施策の面も強化した事業の展開も図っていく。
- 施設で活動する地域の自主活動グループ等に対しては、自分たちの活動に、フレイル予防の3要素のうち、手薄な部分をバランスよく取り入れてもらうなどの手法により啓発を進めていく。
- 地域の専門職の活用によるサポート体制づくりを進めていく。例として、医療職等が地域へ介入する際の一時的な拠点とするための場所を提供したり、また、栄養の不足や偏りを補う「地域の栄養士」、「地域の専門職」集団の活用により地域の高齢者等に対する栄養面のサポートの実施などがある。

＜社会参加等への支援＞

- 大田区基本計画 基本目標2 施策2-1「高齢者一人ひとりが充実した暮らしを送るための環境の整備」のめざす姿にもあるように、高齢者にとって「役割」があることにより、生きがいや、やりがいづくりにつながることから、後述のリビングラボ的な事業も、高齢者等の有償ボランティアや就労的活動につながる可能性やきっかけになりうると考えられる。
- シニアステーションにおけるプレシニア事業や多世代利用、及び他事業との役割分担や実効性のある事業メニューを改めて検討する。

＜利用実態の把握と分析＞

- 各施設における施設利用の実人数や利用者の属性等を把握するために、施設の協力のもと利用状況を記録し、統計としてまとめることで、今後の事業展開等の基礎データとする。
- 施設利用者及び事業参加者の記録から得られた情報を精査・蓄積し、区の保有する他のデータと比較・分析を進め、ニーズを把握する。並行してPDCAサイクルを踏まえた事業展開、事業効果測定により、効果的・効率的な“元気・健康維持”の取組の展開を図る。

3

大田区らしい地域共生社会の構築にむけた 地域における「ひと」づくりと「つながり」づくり

1) 現状

- 令和2年6月の社会福祉法の改正に伴い、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を構築するため「包括的相談支援」「参加支援」「地域づくり支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設され、区市町村は地域共生社会の実現に努めることとされた。
- 区は、これまで推進してきた高齢・障がい・子ども・生活困窮等の課題への取組や地域力を生かした取組を「重層的支援体制整備事業」と紐づけ、区全体で包括的に支援する体制に再整理することとし、オール大田の取組として着手したところであり、老人いこいの家等の運営にあたっても同事業の趣旨に沿った展開が求められている。

2) 今後の方向性

＜「ひとづくり」の場として＞

- 来所し、いろいろな方と出会い、事業等に参加することで様々な学びを得て、自らの成長につながる施設としていく。
- 施設利用者が興味をもって「福祉」を学ぶ「場」としていく。そのため、入り口は多世代の方に面白い・楽しいと思ってもらえる事業等とし、そこに参加、活動することで「福祉」への理解を深めていく。ゆくゆくは、施設の支援スタッフとして活動できるよう養成していく場としていく。
- 元気高齢者には、事業に参加してもらうだけでなく、本人の興味・意向に応じて支援スタッフ・補助スタッフとして関わってもらうことができるようなプログラム、システムづくりも進める必要がある。また、インセンティブ付与の余地についてもあわせて検討を進める。

＜ゆるやかなつながりづくり＞

- 施設利用者が、サービスの受け手・事業参加者としてだけではなく、担い手としても、またサポーター、ボランティアとして高齢者、子育て世代、子どもや障害者の方と互いにふれあい、理解を深めるきっかけづくりを事業や交流を通じて進める。

- 利用者同士が、互いの理解を深めることにより自然に援助しあう、たすけあいの関係を育てる施設としていく。そのため、ふれあい・理解を出発点に、互いを「ゆるやかに見守る」、「気づきの目」をもてる関係づくりを支援する施設としていく。

＜つながりづくりを支えるコーディネーター＞

- 施設は、「ひと」と「ひと」とが「つながる」ことができる場をつくるという自らの役割を果たしながら、加えて専門職や地域福祉コーディネーターをはじめとする、関係各分野の様々なコーディネート機能をもつ人たちが、施設とより深い関わりを保ちながら各々の役割を果たせるよう、支援していく役割ももつ。
- コーディネーターは、施設のもつ機能を十分に理解し、かつそれが発揮できるよう、施設職員をはじめ、利用者とも協力し、互いのふれあいのなかから、理解や学びを深め、見守り、ささえあいの関係が生まれるよう、施設が主体的に実施する事業等に対し助言・支援等のサポートを行うことにより、施設の機能面の充実を図っていく。
- コーディネーターの担い手としては、前述の地域福祉コーディネーターのようなコーディネート業務を専門とする職種はもちろん、施設機能を発揮するための見識を有する施設職員や福祉の現場で活躍する地域包括支援センター職員、その他福祉分野の行政職員なども考えられる。また、近隣に居住する区民の方等に、施設と地域をつなぐ役割を担っていただくことも想定される。
- これらの職種の人員がコーディネーターの役割全般を担うのではなく、各々が本来の役割の中でできる範囲で機能を発揮するものであり、役割外の課題対応のために、コーディネーター同士の連携が重要となってくる。このため、あまたあるコーディネーターの活動が混乱しないように整理する必要がある、コーディネートを誰が中心となって進めていくのか、などの役割分担等も検討することが非常に重要となる。情報交換、協議の場を設置することなどが求められる。

●考えられるコーディネーターの担い手（一例）

・ 社会福祉協議会の地域福祉コーディネーター

住民同士のささえあいによる地域福祉活動を進めるための、住民間や関係者をつなぐネットワークづくりと多世代の地域生活課題を解決するための地域資源の開発を進めることを目的に、4つの基本圏域をそれぞれ担当。地域生活課題の解決の場づくりである、助け合いプラットフォーム事業や民生委員児童委員と連携しながら専門機関等へつなげる個別支援を行っている。

・ 地域包括支援センターの見守りささえあいコーディネーター

介護保険の地域支援事業に基づく生活支援コーディネーター業務と大田区独自の活動を推進する役割として、23か所ある地域包括支援センターに配置されている。見守りキーホルダーの登録推進や地域の団体・企業等の見守りネットワークを構築している。

・ 高齢者施設従事職員

老人いこいの家、シニアステーション等の高齢者施設に従事し、高齢者の元気維持・介護予防や教養の向上、レクリエーション等の場の提供などを行っている。

・ 特別出張所職員

特別出張所は区内 18 の日常生活圏域ごとに所在し、域内の高齢者を含む区民の方の暮らしに係る事務を取り扱っている、出張所職員は区民と行政との身近な接点であり、区民施設の管理運営業務などにも携わっている。

また、コーディネーターとの位置づけではないが、「施設」と「ひと」とをつなぐ役割の担い手として、施設近隣の区民の方の存在が考えられる。

自治会・町会の役員の方々、民生委員、民間が設ける通いの場等の開催者 等

＜「重層的支援体制」における「老人いこいの家等」の位置づけ＞

- 「老人いこいの家等」は、地域の人が集い・憩う場所であると同時に、“元気・健康維持”にむけた事業やその他の事業等を行う場所でもある。「老人いこいの家等」に地域の人々が集まることを通じて、「ひと」と「ひと」とがゆるやかな「つながり」を結び、「ささえあい」を生み出す施設として、「地域づくり支援」、「参加支援」を補助する「場」としての役割を果たしていく。
- 「地域づくり支援」、「参加支援」を補助する「場」としての役割を果たしていくにあたり、「老人いこいの家等」の施設は区内に点在しているという強みを生かし、「場」の提供・活用という面で最大限の効果を生み出せるよう努める。
- 「ひと」づくり、「地域」づくりなどを通じ利用者相互の交流や観察の中から、その人の抱える課題・問題等に気づくこと。そして関係機関へのつなぎ役として、包括的相談支援の入り口の役割を持たせるところから始めることとする。

公と民、様々な活動団体や企業と地域とが つながる場としての機能について ～リビングラボ的な機能の構築について～

4

1) 現状

- 現在の老人いこいの家等において、リビングラボ※のような公と民、様々な活動団体や企業との連携等が行われている事例はほとんどない。
- 企業が何かを作って、区民生活に役立つのかを試してみたいという話はあるが、なかなかその場がすぐに準備できないということもある。年代を問わず、様々なレベルの方へのアクセスの問題、プログラムの問題、商品の問題で、どうすれば民間企業と連携できるかを、各自治体レベルで進めているところも多い。企業が「場」を求めていることは確かである。

2) 今後の方向性

- 将来的な展望として、サービス等が区民生活に役立つのか試してみたい、意見をききたいと「場」を求めている企業に対し、それを提供するという機能をもたせていく。まずは、モデル事業として単発的な試しの「場」の提供からはじめていく。
- 区には大小様々な企業があるので、そことどうやって連携するかが課題である。同時に、悪質事業者等が入り込まないように、事前の対策も必要である。
- どの部分に民間企業が参入すべきか、整理することも大事であり、アイデアの出し合いも必要である。民と官と学を交えて、勉強会などを行い、「老人いこいの家」でできそうなこと、民との連携で可能なことを検討していく。
- 区全体に目を向けたとき、この施設が企業向けに使えるリビングラボのようになっていけば、次の時代の展望として望ましい。
- 「場」の提供だけでなく、区事業とのコラボや、区事業への展開等も将来的にはありうると考えられる。
- 区の地域力を十分に発揮し、中・長期的視点をもって関係部局と協議しながら進めていく。

※「リビングラボについて」参考資料参照

Ⅲ 施設機能の展開について

1 新しいタイプのシニアステーションのめざすところ

以上、新しいタイプのシニアステーションに必要と思われる4つの機能について掲げてきた。

その施設がめざすところについては次のとおりとする。

地域住民の“元気・健康維持”の活動を通じ
「ひと」と「地域」のゆるやかなつながりを育てる施設へ

～あらたなささえあい＜互助・共助＞、地域コミュニティの構築を支援、
「共生」へとつながるまちづくりへと導く～

～他の施設等と連携し、地域共生社会の構築にむけた取組を
支える機関のひとつとしての役割を果たす～

～人と健康をつなぐ「場」、人と人をつなぐ「輪／和」、地域を支える「協働・共生」～

新しいタイプのシニアステーションでは、高齢者だけでなく多世代の方にとっても「行きたい、行ってみたい、やってみたい施設」となることをめざす。

しかし、課題として以下の2つがあげられる。

① 4つの機能すべてについて、一斉に全施設で展開することは難しい
(設備・面積・居室等の問題)

➡ 展開の順序、役割分担等の検討をする必要がある

② 4つの機能をもつ施設を運営できる事業者への委託

➡ 人手不足等も考慮した委託方法、選定方法の検討を進める必要がある

2 施設機能の展開について

1) 4つの機能の関係について

～4つの機能とそれぞれの関係性～

4つの機能はそれぞれ独立しながらも、他の機能とも密接な関わりをもつ

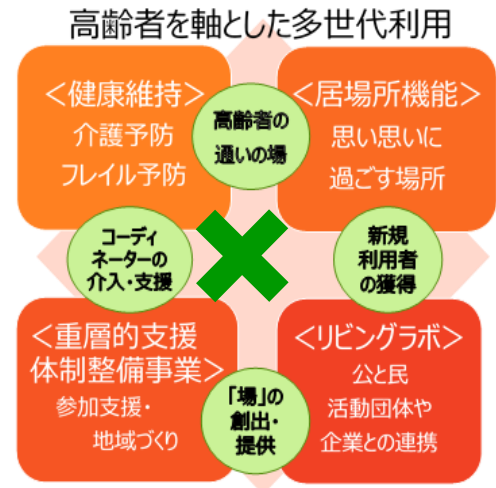
機能1 <元気・健康維持の場としての機能>

機能2 <居場所機能>

機能3 <重層的支援体制整備>に
資する場所としての機能

機能4 <リビングラボ>的活用もできる機能

- 4つの機能は、高齢者を利用者の軸とした多世代利用をフィールドに、それぞれ次のキーワードでつながり、関わり合いながら、発揮されるものである。



～4つの機能をつなぐもの（キーワード）～

- 機能1「元気・健康維持」と 機能2「居場所」では、「高齢者の通いの場」、
- 機能1「元気・健康維持」と 機能3「重層的支援体制整備事業」では、「コーディネーターの介入・支援」
- 機能2「居場所」と 機能4「リビングラボ」では、「新規利用者の獲得」
- 機能3「重層的支援体制整備」と 機能4「リビングラボ」では、「場の創出・提供」

2) 施設ごとにみた、4つの機能の実施の方向性について

- 機能1と機能2については、標準機能として全施設での実施をめざし、準備を進める。
- 機能3と機能4については、各地区の地域性や施設状況、企業・団体等の営業活動等と施設の性格のバランスを鑑みつつ、考え方をブラッシュアップしながら、進めていく。

施設ごとに、4つの機能の実施の進め方をまとめたものが次の表である

		機能1＋機能2 (標準機能)	機能3 (地域事情や施設状況に応じて発揮する機能)	機能4
シニア ステーション	新設館 (羽田など)	全施設で実施する	計画的・段階的に 実施を進める	計画的・段階的に 実施を進める
	いいい 転用館 (馬込など)	全施設で実施する	計画的・段階的に 実施を進める	計画的・段階的に 実施を進める
老人いこいの家		全施設で実施する	実施可能な施設から 計画的・段階的に 実施をめざす	実施可能な施設から 計画的・段階的に 実施をめざす
ゆうゆうくらぶ (要 利用者への説明)		計画的・段階的に 全施設で実施する	実施可能な施設から 計画的・段階的に 実施をめざす	実施可能な施設から 計画的・段階的に 実施をめざす

<シニアステーション>

- 比較的4つの機能との親和性が高いと思われる。標準機能(機能1と機能2)は、実施済である。
機能3・機能4は、関係部局等の協力等をいただき、効果的な実施にむけた検討、必要な手続き、準備等の調整をしながら進めていく。

<老人いこいの家>

- 標準機能については、実施済である。シニアステーションと同様に、段階的に機能の充実に努めていく。

<ゆうゆうくらぶ>

- 現在、地域未来創造部が所管していることから、今までの施設事業とは大きく異なるところもでてくる。
- 部局間調整のほか、施設を所管する特別出張所などへの庁内調整、現在の利用者への説明、委託事業者への説明など事前の準備が必要不可欠であると考えられる。
- 拙速な実施は行わず、施設の改築計画等も考慮しながら、計画的・段階的に調整、説明を実施したうえで進めていくこととする。

<モデル地区・モデル事業での実施について>

- 機能3、機能4については、施設事業や施設設備だけでなく、地域事情や地域性等に左右される部分もあるため、庁内調整等の結果、モデル事業としての実施や、モデル地区を選定しての実施など、考え方や進め方など機能の精査を行ったうえで実施できるものとする。

3) 4つの機能を生かす設備について

<和室から洋室化>

- 生活様式の洋式化に伴い、時代に対応した室場の仕様の変更
- 老人いこいの家の大広間については、介護予防事業(元気アップ教室など)の会場等として利用するため、平成30年度に全館畳からフローリング床化を実施した(クッションフロア)。体操のための椅子だけでなく、感染症予防のための衝立などを置いている場合もあるが、畳と比べ安定するため、使い勝手は良くなっている。
- 施設により異なるが、静養室などでは畳敷きの部屋がまだ残っている。畳自体のメンテナンスが十分でないこともあるが、囲碁・将棋等の実施の際、畳に直に机と椅子を置くことにより、畳が傷みやすい状況にある。
- フローリング化することにより様々な事業に使いやすく、またメンテナンスや掃除のしやすい床に変え、居室の利用価値や使用頻度を高める。

<浴室について>

- 老人いこいの家からシニアステーションへ転用する際、またはシニアステーションを新設する際のシャワー設備については、個別に検討、調整する。なお、浴室については、レジオネラ菌等の繁殖防止に対する管理体制が十分に確立できないため、利用は行わないこととする。

＜インターネット環境の整備＞

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、高齢者を対象とした事業等は、これまでの大人数の会場参集型から、少人数による参集型、リモート型事業の実施と、事業の実施スタイルは大きく変化した。ICT化の波は、これまでなじみの薄かった高齢者層の事業にも確実に押し寄せてきている。
- 閉じこもりがちな高齢者が、地域社会とつながれるように支援する必要も生じており、その際にもオンライン交流などの手段は有用である。
- インターネットの活用は、手軽に会話をしたり情報交換したりするためには必要かつ有益ではあるが、一方でその利用や操作に不慣れなことから不安や抵抗感などを感じる高齢者も少なくない。
- デジタルデバイドを少しでも解消するためにも、施設を利用したスマホ教室の開催など使い方を学ぶ機会を設けたりすることはもちろんであるが、その使用に長けた若者が高齢者等へ使い方をサポートする場を設けるなどにより、多世代交流のきっかけとなる可能性もある。

4) その他調整等が必要な点

＜役割・機能を支える施設運営のあり方について＞

- 多世代への対応ができる場、多世代がつながる場をセッティングできる力のあ
る法人等が運営に携わるべきと考える。
- シニアステーションの運営法人については、公募型プロポーザル方式により選
定する。その際、新しい機能を持った施設運営の視点をもって実施する必要がある。
- また、選定にあたっては、現行どおり各地区における地域包括支援センターと
の一体性を担保するための方策も検討していく必要がある。
同時に、日常生活圏域（特別出張所所管区域）ごとの状況を踏まえつつ、必要
に応じて地域未来創造部とも調整をしながら進めていく。

＜施設運営を取り巻く社会環境への配慮＞

- 介護事業者は慢性的な人手不足という労働環境になっており、近年では、社
会全体として、人手不足になってきたことから、公共事業であっても利益が見
込めない事業に対し、民間事業者の受注に対する姿勢が厳しさを増している。
このため、受託事業者の視点も考慮した機能整備が必要になっている。
- 施設運営のための人材が不足する中、無人化などにより運営時間を延ばした
り、電子錠化することで災害時に速やかに地域に開放するなど、新たな運営方
法を検討する。

Ⅳ 施設の適正配置について

① 4つの機能を活かすための施設配置について

1) 大田区の地域特性、人口動態

- 大田区は南東部が平野エリア、北西が台地エリアという地域特性となっている。千束・雪谷・馬込地区等は坂の多い地域であり、平地に比べて高齢者の歩行による移動可能距離も短くなると推察される。老人いこいの家等施設については、送迎の手段を有していないことから、施設配置については、施設への交通の利便性などを考慮しつつ、通所可能圏域を考慮する必要があると考えられる。
- 大田区の人口動態については、蒲田・大森地区等で高齢者人口比が30%以上と高く、一方で高齢者人口比が20%未満の地域も区内各所に散見される。
しかし、大田区も全国の例に漏れず高齢化の進展は顕著であり、区内全域で高齢者施策のニーズは相応にあるものと捉えている。
- 施設によっては、シルバーパスなどを利用し、広域的な利用がみられるがその実態が不明であることから、本方針策定以降、利用実態を調査し明らかにする必要がある。

2) 施設配置の現状

- 現在、区内には次の施設が配置されている。(令和7年3月現在)
 - 老人いこいの家 14施設
 - ゆうゆうくらぶ 6施設
 - シニアステーション 10施設また、今後、新設を予定しているシニアステーションが3施設ある。
- 大田区では、地域包括支援センターが核となり、地域拠点の特別出張所と連携しながら、地域の多様な資源をつなぎ、介護予防・生活支援を中心とした地域づくりを進める日常生活圏域を区内18か所の特別出張所所管区域で設定している。現状は、各日常生活圏域において、前述のいずれかの施設が1か所以上所在し、地域づくりにおいて「集い」や「憩い」などの必要な場の一つになっている。

3) 施設配置にあたっての基本的な考え方

- 本方針にあたっては、既存施設をリセットして理想の配置を想定するものではなく、既存施設の所在を前提として、適正な施設配置について考えていく。
- 多様な地域資源が相互に連携して「地域包括ケアシステム」の構築、推進に資する区域である日常生活圏域においては、地域における「ひと」づくり、「つながり」づくりを機能の一つとして担う新しいタイプのシニアステーションは最低1か所以上の設置が必要と考えるが、実際の高齢者の移動動態を考慮した配置が必要。
- 大田区の地形、交通利便性等の地域特性や、高齢者の人口動態なども考慮が必要となる。

- 施設の適正配置にあたっては、大田区公共施設等総合管理計画を踏まえるものとし、高齢者支援に必要なサービスの提供や場の創出が必要となる場合には、老人いこいの家等高齢者施設によらず、公民の既存施設等の有効活用も視野に入れる。

●大田区公共施設等総合管理計画における適正配置方針

総合管理計画における行動計画

【適正化の目標】

「効果的・効率的な施設マネジメントによる区民サービスの維持・向上の実現」

財政を取り巻く環境の先行きが不透明な中、今後の公共施設整備にあたっては、区有施設の老朽化への対応と変化する区民サービスへの柔軟な対応を両立させる必要がある。

今後は、地域ごとの将来のまちづくりを見据え、効果的・効率的な施設マネジメントによって区民サービスの維持・向上を実現する。

【5つの柱】

- 1 地域ごとの将来のまちづくりを見据えた、施設の適正配置の実現
- 2 施設重視から機能重視への転換による、施設の集約及び有効活用
- 3 学校施設の複合化・多機能化による、地域コミュニティの活動拠点づくり
- 4 適切な維持管理、長寿命化による財政負担の平準化及びライフサイクルコストの削減
- 5 公民連携と部局横断的検討体制の構築



●公共施設等にかかる今後の見通し

- ・大田区公共施設適正配置方針策定時の面積 約 124 万 m² に対し、約 1 割削減すると、公共施設における過去の 実績値 134.5 億円以内に収まる。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響など先行きが不透明な財政状況を考慮すると、公共施設の適正配置は必要不可欠である。
- ・2015 年度に掲げた「2060 年まで概ね 1 割程度総量削減」に向け、引き続き公共施設の適正配置に取り組む

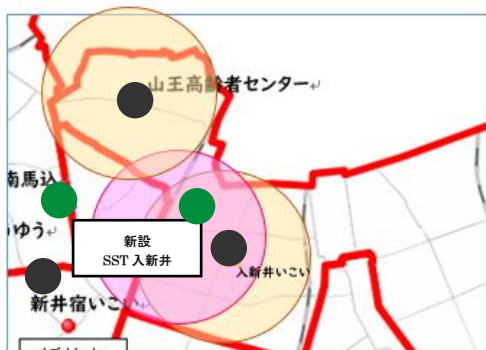
※大田区公共施設等総合管理計画（令和 4 年 3 月版）より一部抜粋加工

4) 適正配置に係る考察の視点

- 本方針は、現時点で既存施設の存否について個々に計画を行うものではないが、既存施設については、利用状況や施設の修繕、改修等に要する費用、近隣施設の配置状況などの施設を取り巻く種々の要件を総合的に勘案して施設の継続運営、集約・複合化等を判断していくこととなる。このため、実施段階においては、利用者の移動動態の調査を実施し、施設ごとに詳細な検討を行ったうえ個別に判断する。

既存施設の配置状況に係る考察（一例）

（入新井地区）



円は、高齢者が休憩をとらずに歩き続けられるとされる約 10 分間に移動可能な距離 500m を半径として、施設の通所可能距離を設定したもの（以下、「施設カバーエリア」という）

入新井地区には入新井老人いこいの家と、山王高齢者センターがあり、これに加えシニアステーション入新井が令和 6 年度に新設された。

左図は、各施設における高齢者の通所可能距離を円表示して示したものである。入新井老人いこいの家と新設のシニアステーション入新井とはエリアの重複が見られることから、統合、機能移転※し、新しいタイプのシニアステーションとしての 4 つの機能を備えることをめざす。

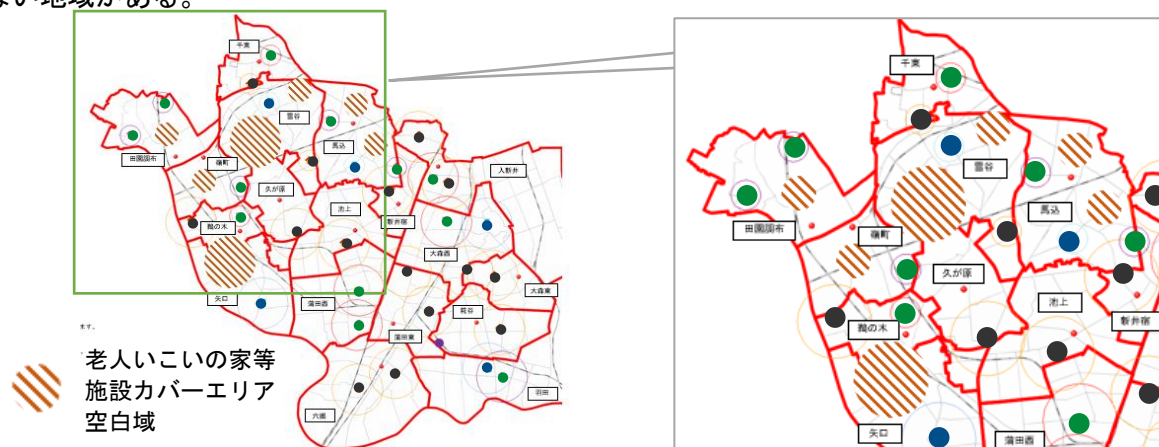
一方、山王高齢者センターについては今後、通所圏が重複するか、検討をする必要がある。

※…機能移転等の考え方については、施設カバーエリア以外についても考慮している。

- 一方、区内には施設のカバーエリアの及ばない地区も複数存在している。公共施設総量の削減が必要とされる中、当該地区には、高齢者施設の新規開設によらない方法で、サービス提供や「憩い」「集い」の場の創出を検討する必要がある。
- 今回の検討は、徒歩での移動を前提としたが、本方針に沿った配置を実施する場合、自転車、電車バス等の公共交通機関等の利用実態、プログラムの内容と移動距離の相関などを加味する必要がある。

施設カバーエリアの空白域

徒歩移動を前提とした場合、施設ごとのカバーエリアを、仮に平地で半径 500m、坂道など勾配のある場所で半径 200m として設定すると、北西部の台地エリアで施設のカバーエリアが及ばない地域がある。



- 施設カバーエリアを仮に徒歩移動に限って想定した場合に生じる空白域でのサービス展開や、場の創出、確保策の検討にあたっては、区の高齢者向け以外の施設の利用可能スペースや、民間事業者・団体等の施設等の活用を検討する。

(活用可能性を見込む施設・案)

区	特別出張所、文化センター、図書館、小・中学校、公園 等
民間	民間事業者施設、医療機関、私立学校、神社・寺 特別養護老人ホーム(地域交流スペース等)、介護サービス事業所(通所・宿泊施設)、こども食堂、つどいの場・サロン 等
活用 イメージ	体操教室・文化教室の開催 フレイル予防講座、認知症カフェ等区事業の実施 こども食堂・サロンなど交流の場への社会参加 等

- 施設カバーエリアを仮に徒歩移動に限って想定すると、空白域における民間施設等を利用した「場」の活用にあたっては、それぞれの場を「サテライト施設」と位置付け、日常生活圏域に1か所以上設置する新しいタイプのシニアステーションを基幹施設として相互の連携、交流や、基幹施設からサテライト施設への専門家や講師の派遣などのアウトリーチを推進するなどのフォロー体制の構築が必要となる。また、サテライト施設の運営主体は区によらず、地域区民活動団体等が担い手となることを期待し、必要な支援を区が行っていくことが考えられる。
- 実際には、自転車での利用や交通機関による利用者も多く、移動手段や移動距離の把握が必要である。

2 施設の適正配置について

1) 適正な施設配置に係る視点

前述の要因や考察の視点等から、適正な施設配置に係る視点を以下とする。

- 1 既存施設の集約化、複合化等による適正配置を前提とする。
- 2 4つの機能を備える新しいシニアステーションを基幹施設として日常生活圏域に1か所以上の配置を原則とし、高齢者人口の多い地域等については、複数施設設置を検討する。
- 3 施設の複合化、統合化並びに機能維持等に係る検討にあたっては、大田区公共施設等総合管理計画を踏まえつつ、「施設品質(耐震性、劣化度等)」や「現状及び今後求められる機能(利用者属性等の実態や運営・維持管理コスト、将来の利用予測、多世代利用・多機能化等)」「地域特性(利用者数、人口動態、地域事情、地形、高齢者の移動可能範囲等)」などをもって、総合的な検討を行う。

2) 適正な施設配置の展開について

- 適正配置に係る考え方は、本方針の対象である老人いこいの家、ゆうゆうくらぶ、シニアステーションについて共通する。
このため、適正配置に係る集約化、複合化等の考えは、福祉部・地域未来創造部の両部局にて、上記の視点等に基づき、協議・調整のうえで各施設の取り扱いについて判断を行うものとする。
- 人手不足が深刻化する中、多くの施設を維持するだけの人員確保が困難になっており、人員配置を手厚く行う施設の集約化を進め、管理人の無人化や統合などにより、限りある地域社会の人的リソースを有効に活用する方針とする。

3 今後のステップ

- 日常生活圏域における新しいタイプのシニアステーションを基幹施設としたサテライト施設・地域とのネットワーク形成の検討に向けて、以下のような段階を経て、相応の時間を投じて調査、調整等を行ったうえで検討を進めていく。
- 今後、シニアステーション、老人いこいの家、ゆうゆうくらぶ等の高齢者施設の利用者の定量的なデータを整理し、施設の具体的な配置案を検討する。

Step 1

既存施設の「耐久度、劣化度等のハード面の状況」や「利用者属性、利用頻度、利用内容等の利用実態」について把握する。特に、利用実態については、現行で情報収集の手立てが講じられていないことから、その仕組みを含め検討する。

Step 2

利用者実態を調査の上、施設カバーエリアの空白域が生じた場合は、地域資源（民間事業者、地域活動団体等）の洗い出しを行う。

Step 3

サテライト施設の展開と基幹施設とのプラットフォーム形成は、区内全域で一斉に行うのには膨大な時間や経営資源を要することから、調査、把握した施設の実情や地域資源等の状況から、対象エリアの優先順位付けを行う。特に初期段階にあっては、先例となるモデルエリアとして設定する。

Step 4

モデルエリア内の地域資源（民間事業者、地域活動団体等）とのネットワーク形成を図り、「憩い・集い」の場の確保、場を運営する担い手探しへとつなげる。

また、地域プラットフォームの基盤整備として、多様な主体に参画してもらう合議体を組成して検討、調整を行っていく。

Step 5

上記検討、調整内容を踏まえ、基幹施設との連携のもとで、サテライト施設で実施可能な「居場所づくり」や「元気・健康維持」等の機能を展開していく。

サテライト施設における実施内容等については、適宜のモニタリングでPDCAによるブラッシュアップを図っていく。

※上記は進め方の一例であり、状況に応じて適切に対応する。

4 今後のスケジュール

1) 具体化しているスケジュール

令和7年3月現在

施設名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
包括大森	こらぼ大森 内	移 転	大森西二丁目複合施設(暫定)		
ゆうゆう くらぶ大森西	包括大森 暫定移転終了後、ゆうゆうくらぶ → SST				
包括蒲田西	社会福祉センター 内		移 転	都区合同庁舎	
SST 蒲田西			設 置		
包括 たまがわ	特養たまがわ 内		移 転	南久が原二丁目複合施設	
SST 鶺鴒の木			設 置		
ゆうゆう くらぶ洗足	ゆうゆうくらぶ洗足			工事	
SST 洗足					

※ 名称については、現行名称や仮称を含み、確定した名称でないものが含まれている。

2) 今後、具体的スケジュールの検討が必要な施設

- 矢口区民センター（ゆうゆうくらぶ矢口）のシニアステーション化
- 馬込区民センター（ゆうゆうくらぶ馬込）、萩中集会所（ゆうゆうくらぶ萩中）、大森東地域センター（ゆうゆうくらぶ大森東）については、実情に合わせて個別に機能や位置づけ等について、今後、検討を行う。
- 既存不適格や再建築にあたって過大な費用を要する施設、地域に公共施設が少ないため利用対象者の拡大が望ましい施設、用途変更が地域から期待されている施設などは、部を超えて広い視野での検討を行う。

V 参 考 資 料

1 大田区立老人いきいの家等あり方検討委員会の設置の経緯

現在、高齢者の通いの場となっている施設は、老人いきいの家、シニアステーション、ゆうゆうくらぶがあるが、老人いきいの家やゆうゆうくらぶについては、建物の老朽化が進むとともに、利用者の固定化や生活様式が変わったことによる設備の更新など、様々な課題を抱えており、その解決・解消を図ったうえで、施設の更新にあたらなければならない。

そのため、福祉部としての具体的な施設機能及び配置の方向性について整理する必要がある。

このため、令和3年度に大田区立老人いきいの家等あり方検討委員会を設置し、施設が抱える課題の解消に向けた対応も含め、以下の点について検討を進めた。

- 1) 現状及び今後の高齢者の状況を踏まえ、今後の施設に求められる必要な機能等について
- 2) 限られた施設の中で、必要な機能を最大限生かすための設備について
- 3) 施設機能・設備を生かす運営方法について
- 4) 施設の適正配置の考え方について

検討にあたっては、福祉部所管の老人いきいの家だけでなく、現に機能転換を行ったシニアステーション、ゆうゆうくらぶについても対象とし、これら的高齢者施設を一体的に検討した。

施設利用者についても、高齢者をその中核層としながらも多世代交流等の今後の施策の方向性等も踏まえ、柔軟に対応することが求められる。

これらの経過を経て令和3年度から令和4年度の2か年に渡り検討を重ねた。

2

大田区立老人いこいの家等あり方検討委員会委員名簿

区 分	氏 名	所 属	備 考
学識経験者	今井 伸	十文字学園女子大学	委員長
学識経験者	藤原 佳典	東京都健康長寿医療センター研究所	
民生委員	吉田 久司	大田区民生委員児童委員会会長協議会	
社会福祉協議会	中原 賢一	大田区社会福祉協議会	
区職員	今岡 正道	福祉部長	副委員長
	張間 秀成		
区職員	河原田 光	企画経営部施設整備課長	
	中村 誠		
区職員	東穂 泰孝	地域力推進部副参事(計画調整担当)	
	大淵 ひろみ	地域力推進部地域力推進課長／地域力推進部副参事(計画調整担当)	
区職員	首藤 拓郎	地域力推進部大森西特別出張所長	※
区職員	浅沼 雄一郎	福祉部元気高齢者担当課長	
	田中 ひろ子		

※任期は令和5年3月31日まで

※区職員については年度に伴う人事異動があったため、上段は令和3年度委員、下段は令和4年度委員として表記

※大森西特別出張所長については、令和4年5月26日より委員に追加

3 大田区立老人いきいの家等あり方検討委員会経過と主な議題

今回の検討については、令和3年度、4年度の2か年にわたり検討を進めた。令和3年度は主に施設機能について、令和4年度は施設の適正配置について検討した。検討委員会の日程と主な議題は次の表のとおりである。

検討委員会日程 【令和3年度】

回数	日程	会場	主な議題
1	7月6日（火）	山王高齢者センター	現状確認、課題把握、施設見学
2	8月4日（水）	WEB会議	多世代利用と居場所機能の維持について
3	8月19日（木）	WEB会議	介護予防・フレイル予防の実施について
4	12月13日（月）	蒲燃第3ビル KN-801会議室	施設機能の展開について
5	1月17日（月）	WEB会議	「中間のまとめ」について

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、第2回、第3回、第5回会議についてはWEB会議形式により実施した。

検討委員会日程 【令和4年度】

回数	日程	会場	主な議題
1	5月24日（火）	蒲燃第3ビル KN-803会議室	施設の適正配置について
2	6月7日（火）	カムカム新蒲田	施設の適正配置について 施設見学
3	8月30日（火）	蒲燃第3ビル KN-802会議室	「最終のまとめ」について

4 過去の検討経過

これまで、老人いこいの家については、様々な検討がなされ、都度一定の方針が示されてきた。今回の検討においては、過去の検討結果を踏まえながら進めている。そのため、過去の検討経過・結果等について簡単にまとめた。

●平成21年度 老人いこいの家再構築について（庁内検討）●

- ・新規事業の導入や既存事業の廃止、導入による効果、構築段階で想定される問題などを提起
- ・ただし、全庁的な調整が必要なゆうゆうくらぶとの調整、いこいの家の統廃合は除外
- （1）再構築の必要性
 - ①施設の構造上の限界 ②特定の利用者の存在 ③利用者の高齢化
 - ④コスト増と歳入不足 ⑤専門職の人材不足（健康面や介護予防等相談・指導）
- （2）再構築の考え方 ～ 新たなニーズへの対応及び歳入の確保の視点から ～
 - ①テナントの導入 → 飲食店関係。障がい者、高齢者雇用など別の施策とあわせて実施すべき
 - ②情報ネットワーク（LAN）の構築 → 情報提供・集約機能の充実
 - ③介護予防事業の充実 → 高齢者実態調査で要望が多かったため導入検討、包括の連携
 - ④施設全体のモデルチェンジ（①②③を踏まえた間取りや仕様）
→ 新規事業と既存事業との調和
 - ⑤ひとり暮らし高齢者の見守りの拠点 → 地域としてサポートする体制づくり
- ・以上を踏まえ、既存事業を整理し、廃止事業を提案（浴場、敬老祝い菓子、給茶機、新聞）

●平成22年度 老人いこいの家再構築（庁内PT）●

- ・関係各課長による庁内PTを立ち上げ、高齢福祉施策の中で老人いこいの家が果たしていくべき基本の方針やコンセプトを再検討
- （1）機能のあり方
 - 介護予防、社会参加、見守り、交流等が機能として考えられる
- （2）体制のあり方
 - 機能の効果的展開のため必要な体制整備はどうあるべきか
要介護者の利用にも対応可能な体制（バリアフリー、有資格者の配置）
館ごとに機能の分担、他機関との連携強化 などが考えられる
- （3）運営体制
 - 4地域単位ごとのエリア運営。委託方式か指定管理方式か
- （4）再構築のコンセプト
 - （元気高齢者用）介護予防館、社会参加館、いきいき交流館
（要介護者用）ケア対応館
- （5）コンセプト実現にむけた課題整理
 - ①ニーズ、基礎データの詳細把握、②ハード的課題（改築等）、
③浴室等の扱い、④利用者との合意形成、⑤モデル事業化
⑥利用方法、開館時間、対象者の検討
⑦現行条例の改廃、新条例制定にむけた検討 等

●平成23年度 高齢者福祉施策の再構築に係る検討会（庁内検討）●

「老人いこいの家が多くくの区民にとって魅力的な地域の施設になるために必要な改善」を論点に検討

- ・方向性、基本方針として
 - ①機能の分散化・重点化
 - ②個人や自主サークルなどの介護予防の取組支援の強化
 - ③高齢者の生涯学習を支援する機能の強化
 - ④見守りやケアを必要とする方への配慮
- ・検討を深める必要がある事項
 - ①浴室など既存事業の見直し
 - ②受益者負担の導入
 - ③モデル事業・モデル館の実施

●平成27年度 老人いこいの家 あり方について（庁内検討）●

- ・地域包括ケア体制の構築にむけ、高齢者の元気維持と介護予防から支援までの活動拠点として、地域包括支援センターとの一体的な運営をめざすために、事業の見直しを行う

「高齢者が行きたい、行ってみたい、やってみたい施設へ」

⇒シニアステーション事業

- ・老人いこいの家が以下の役割を担っていくことは大きな転換を図る好機である
 - ① シニアステーション事業（モデル事業）地域で身近に利用できる拠点づくり
田園調布・嶺町地区での実施 →事業検証後、地域事情等踏まえ展開していく
 - ②浴室及び広間の見直し →浴室の段階的廃止、広間のフローリング化
 - ③生活総合機能改善機器の導入 →総合事業の開始に伴い、要支援1・2の受け入れ
 - ④チャレンジ講座の充実 →新規利用者の獲得をめざし、新しい講座を企画
 - ⑤ゆうゆうくらぶとの連携強化 →①の事業の検証を踏まえ、協議

5 リビングラボについて

<概要>

- リビングラボ（Living Lab）の定義はいくつかありますが、一般的には「新しい技術やサービスの開発にて、ユーザーや住民も参加する共創活動。またはその活動拠点」のことを言います。生活空間（Living）が実験室（Lab）というのがリビングラボの基本的な考え方です。
- リビングラボではユーザーからニーズを拾い上げるほか、企画の時点から参加してもらうのが特徴です。さらにモニターとして実際に開発中のものを使ってみて、改良するためのアイデアを出しあうこともあります。リビングラボでは、ユーザーがより主体的に参加して、意見を出すだけではなく実際に活動するというのが大きなポイントです。
- 開発における「企画」「開発」「評価・テスト」「改善」といったすべてのプロセスにユーザーが参加するため、住民グループなどユーザーが集まる場所をリビングラボの拠点として、活動を続けていくのが一般的なスタイルです。
- 「リビングラボ」には、企業が他の企業や団体などと協力し、新しい技術やサービスの開発づくりを行う「オープンイノベーション」の考え方が根底にあります。
- 日本でもオープンイノベーションに取り組む企業が増えつつあり、企業のほか大学などの教育機関、NPOなどの団体と組むケースも多いのですが、最近では住民やユーザーも参加することもあり、こうした活動の拠点として「リビングラボ」が注目を集めています。

<活動ジャンル>

- 現状では、主に高齢者の健康管理や生活向上のための活動。社会問題の解決を継続的に行うため事業化をめざす活動。また、障がいや貧困といった問題をもつ方をサポートする「社会的包括」的な活動など、本来は行政側が行うような活動が多くなっています。
- 企業が新製品や新サービスの開発につなげるというよりは、地域の課題について住民も参加することで解決しようとする目的が多い傾向にあり、「社会問題の解決につながる」という効果が期待されています。

<メリット>

- 行政にとっては、住民が意見を出し合うことで、行政側が認識していなかった地域の問題が明確になります。またリビングラボで住民や企業とアライアンスを組むことで、行政だけでこうした地域の問題を解決するより、コストの削減や人材不足の解消も期待できます。
- ユーザーや住民にとっては、リビングラボの活動を通じて、今まで地域活動に参加していなかった方が参加するきっかけになったり、さらに住民同士の交流が増えるというメリットがあります。また、地域の問題に対する自分の意見を伝えることができ、リビングラボの活動を通じて、潜在的な問題に本人が気づくこともあります。
- 企業にとっては、ユーザーとの関係が深くなり、企業が把握できなかった潜在的なニーズが発掘できたり、既存の住民グループと組み、まとまったユーザーのグルー

プとつながりを持てることで、調査研究の効率化が期待できます。
○リビングラボをベースにすることで、官民がアライアンスしやすいというのもポイントです。

＜参加者・拠点＞

- リビングラボではさまざまなステークホルダーが参加しますが、中心となるのはユーザー（または住民）です。
- ユーザーのほかに参加するのは、サービス開発をめざす企業、地域の課題解決をめざす自治体やNPO法人、地域に関する研究を行う大学などの教育機関が多く、リビングラボの活動ジャンルによって異なります。

＜注意点＞

- 参加者が多すぎると目的がズレやすくなり、多様な意見が出て收拾がつかなくなることもあるため、ゴールにあわせて、ステークホルダーを絞り込み、増やしすぎないことも重要です。
- リビングラボは実証実験の場であるため、状況によっては、想定していた最終的なアウトプットが出ないケースもあることも認識しておく必要があります。
- 住民やユーザーにとって、リビングラボは馴染みのない活動のため、いきなり参加を求めても人が集まらなかったり、集まっても活動が停滞したりという問題が起こりがちです。時間をかけて参加者の意識を高める取組も必要です。
- リビングラボは同じメンバーで何度も話し合う機会が必要なため、行政が所有するコミュニティスペース、カフェや図書館など、世代や属性に関わらず住民やユーザーが気軽に集まることができ、参加しやすい場所を確保できるかどうか成功のポイントと言えます。

（出典：株式会社みらいワークス Freeconsultant.jp 内容を一部編集）

＜主な事例＞

○行政が中心となり、地域の課題解決をめざす「鎌倉リビング・ラボ」

参加者には、鎌倉市の町内会のほか、NPO法人（タウンサポート鎌倉今泉台）、東京大学高齢社会総合研究機構や三井住友フィナンシャルグループといった大学・企業も入っています。

取組のひとつが、ベルギーの医薬品メーカーの「日本進出にあたり日本人のニーズを知りたい」という依頼に基づく調査で、町内会やNPOがリビングラボに参加する市民をコーディネートし、集まった市民にヒアリングを実施しました。

鎌倉市や東京大学にとっては、高齢者の生活実態をより詳しく把握し、生活向上につなげる施策を検討するのが狙い。今後も高齢者の生活支援に関連するサービス・製品の検討や実証の場として、リビングラボを活用していく予定です。

注目したいのは行政が地域の課題解決のために活用するケースが増えている点。神奈川県が「神奈川 ME-BYO リビングラボ」というプロジェクトを立ち上げ、高齢化社会への対策として病気予防に関する事業を支援しており、ME-BYO リビングラボプロジェクトでは実証実験を行いたい事業者を募集しています。

大田区立高齢者等通いの場整備方針

令和7年4月

大田区福祉部高齢福祉課

〒144-8621 東京都大田区蒲田5-13-14

電 話 03-5744-1252

FAX 03-5744-1522